

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた 当面の北海道本部行事（講演会等）のあり方について

政府が 4/7 に発出した新型コロナウイルス対応「緊急事態宣言」は 5/25 に解除されましたが、第 2 波、第 3 波の感染拡大が懸念されており、今後も引き続き慎重な対応が必要とされています。これを受け、日本技術士会統括本部からは 5/27 付け会長名で緊急事態宣言解除後の「対処方針」が発せられました。北海道本部では、この「対処方針」に加え関連自治体（北海道・札幌市）における地域の実態を踏まえた要請を鑑み、いわゆる「三密」の状態が発生しやすい各種の会議、CPD 講演会等の行事については、下記の方針に沿って、各活動の主体がそれぞれの事業・活動の内容に合わせた判断を行っていくこととします。会員・会友の皆様におかれましては、北海道本部各種行事の開催情報について、北海道本部 HP やメーリングリスト等にて、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

1. 各種の会議開催について

- (1) 会議開催に当たっては、WEB 会議システムやメール審議等を利用した会議運営を基本とし、やむを得ず集合して会議を開催する場合は、必要最小限の人数（会議室定員の 50%以下を目安）とし、「密」な環境とならないよう、配席間隔や換気に留意する。
- (2) 集合参加者については、健康管理と共に手指消毒、マスク着用などを義務付ける。
- (3) 遠隔地からの会議メンバーの出席は、移動中の感染リスクを考慮し、WEB 会議システムの利用を基本とする。

2. CPD 講演会について

- (1) 会場に参集しての講演会等 CPD 行事は、9 月一杯までは原則として中止する。なお、WEB 会議システム等 ICT を活用した非参集型の行事はこの限りではない。
- (2) 主催者が、以下に示す全ての条件・環境を整えることができる場合は、前項の限りではないものとする。
 - ・同一会場に参集する出席者の定員を会議室の定員の 50%以下に留め、「密」な環境とならないよう、配席間隔や換気に留意する。
 - ・出席者については、健康管理と共に手指消毒、マスク着用などを義務付ける。
 - ・会場への参集が遠隔地からの移動を伴わない参加者に限定することができる。

3. 見学会について

会員の移動や「密」な環境が伴うことから、原則として 9 月一杯までは開催を見合わせる。

4. 懇親会、交流会などについて

飲食を伴う懇親会、交流会、意見交換会等は参加人数の多寡にかかわらず、9 月一杯までは開催を見合わせる。

5. 今後の見通しについて

10 月以降の行事等については、開催予定日の 2 ヶ月前に社会情勢等を踏まえ延期若しくは中止を判断する。